

令和8年度第一回越谷市スポーツ推進審議会 会議録

・期 日 令和8年8月24日（月）

・会 場 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室

・開 閉 会 開会 午後3時00分

閉会 午後4時30分

・出席委員 16名

佐藤委員、村田委員、田島委員、山元委員、阿部委員、高橋委員、山本委員、田中委員、山口委員、関根委員、菊島委員、小岩委員、原委員、栗原委員、中野委員、中嶋委員

・欠席委員 2名

小笠原委員、上野委員

・事務局出席者

藤城市民協働部長、坂巻スポーツ振興課長、椎谷副課長、杉野副課長、池田主任、丸岡主任

会 議 次 第

1 委嘱状交付式

2 開会

3 会長・副会長の選出

4 報告事項

（1）令和7年度越谷市立体育館、屋外体育施設、市民プールの利用状況について

（2）越谷市立体育館、屋外体育施設、市民プールの使用料見直しについて

5 その他

6 閉会

1 委嘱状交付式

○司 会（椎谷スポーツ振興課副課長）

小笠原委員及び上野委員から欠席の連絡があった旨を報告。福田市長から委員一人ひとりに委嘱状を交付した。委嘱期間は令和8年8月1日から令和10年7月31日までである旨を説明。

○福田市長（あいさつ要旨）

委員就任への謝意を述べたうえで、今年度からスポーツに関する事務を教育委員会から市長部局へ移す組織改正を行ったことを説明。教育分野での成果を基盤に、まちづくり・観光・健康の各分野と連携し、スポーツを市民生活により身近なものとして根付かせていきたいとの方針を述べた。委員に対し、専門的な立場から忌憚のない意見を求めた。

※市長は他の公務のため、交付式終了をもって退席。

2 開会

○司 会

会議録作成のため発言を録音すること、発言の際は挙手のうえマイクを使用することを依頼。委員18名中16名の出席があり、越谷市スポーツ推進審議会条例第6条第2項の規定を満たし会議が成立している旨を報告。

改選後初めての会議であることから、委員及び事務局職員の自己紹介を行った。あわせて会議資料、別冊資料1、別冊資料2及び当日配付資料（別紙1枚）の確認を行った。

3 会長・副会長の選出

○司 会

越谷市スポーツ推進審議会条例第5条第2項の規定により、会長及び副会長は委員の互選によることを説明し、意見を求めた。

○委 員

事務局案の提示を求める。

○事務局

会長に佐藤委員、副会長に高橋委員を提案する。

○司 会

異議なく、拍手により会長に佐藤委員、副会長に高橋委員が決定した。

○佐藤会長（あいさつ要旨）

本審議会は審議よりも報告が中心であり、事務局の報告に対して委員が多様な視点から意見を述べ、それを次の施策に活かしていく会である旨を説明。その場で回答が難しい事項は宿題として持ち帰る形とし、意見を多く出してほしいと述べた。

○高橋副会長（あいさつ要旨）

会長を補佐し、委員の意見を大切につなげていきたいと述べた。

○司 会

越谷市スポーツ推進審議会条例第5条第3項の規定により、以後の進行を佐藤会長に依頼した。

○議 長

越谷市附属機関等の設置及び運営に関する要綱により会議は原則公開である旨を確認し、事務局に傍聴希望者の報告を求める。

○事務局

傍聴希望者はいない。

4 報告事項

（１）令和7年度越谷市立屋内・屋外体育施設、市民プールの利用状況について

○議 長

事務局に説明を求める。

○事務局

令和7年度の屋内・屋外体育施設（計29施設）及び市民プールの利用件数・利用人数について、別冊資料1及び当日配付の「令和7年度体育施設稼働率」に基づき、総合体育館、地域体育館、野球場、庭球場、その他の屋外体育施設、市民プールの順に説明する。

○議 長

委員に質問等の有無を求める。

○委 員

市民プールについて、6月から8月の利用人数に大きな差がない一方で、使用料に差があるのはなぜか。

○事務局

市民プールは老人福祉施設の複合施設であり高齢者は半額となる。6月は高齢者の利用が多く、7月・8月は夏休みで一般の利用者が増えたため使用料が増加している。

○委 員

全体としては利用が増えているが、野球場の利用人数が前年度より大きく減少している理由は何か。

○事務局

夏場の暑さによるキャンセルが多くなっている。

○委 員

利用人数には観客も含まれるのか。

○事務局

市民球場についてはファームリーグや高校野球等の観客も含めて計上している。

○委 員

資料の「区分数」はイベントの数と考えてよいか。

○事務局

貸出しの単位（時間単位）を表す区分であり、イベント数ではない。

○議長

暑さの影響について、他の施設で感じているところはあるか。

○事務局

屋外施設では、暑さを理由としたキャンセルのほか、ゲリラ豪雨や台風、強風によるキャンセルの連絡が多い。地域体育館は空調が設置されていないが、暑さを理由に利用しない方はそれほど多くない状況である。

○委員

北体育館で6月に講座を担当しているが、近年は6月でも蒸し暑く、窓を全開にしても熱中症の心配が高い。参加者の顔色や動きを見ながら随時休憩や水分補給を行っているが、指導者の責任とならないよう配慮をお願いしたい。

○委員

北体育館を週1回利用しているが、8月は休みとしている。暑い時は2階の会議室に冷房を入れ、休憩できるようにして対応してもらっている。改修の予定があればぜひ進めてほしい。

○事務局

北体育館は改修工事に向けて現在設計を進めている。エアコン、LED照明、屋根等の大規模改修を計画しており、更衣室のシャワー室についても改修時に加味する予定である。他の体育館は北体育館の状況を見ながら検討することとなるが、当面はスポットクーラーや大型扇風機の設置を考えている。なお、北体育館の改修は設計段階であり、予算措置がついた場合の実施となる点を申し添える。

○委員

時間帯別の稼働率を知りたい。

○事務局

現在は平日・土日祝日の別でのみ集計しており、時間帯ごとの集計は行っていない。

○委員

弓道場やその他の施設で利用実績がゼロとなっているのは、工事等で使用できないためか。

○事務局

しらこぼと運動公園ソフトボール場は冬期に霜が降りやすいため閉鎖、相撲場は利用者の減少、しらこぼと運動公園第二競技場は6月から3月まで改修工事のためゼロとなっている。野球場についても冬期は芝の養生のため貸出しを控えており、グラウンド状況が良くない施設は貸出しを停止している。

○委員

総合体育館の会議室について、件数は計上されているが人数がゼロとなっているのはなぜか。

○事務局

会議室1・2を通して使用した場合、人数を会議室1に合算して計上しているため、会議室2がゼロとなっている。

○委員

市民プールの使用料に10円単位の端数が出るのはなぜか。

○事務局

5市1町外の方の利用については通常料金の1.3倍となるため。

(2) 越谷市立体育館、屋外体育施設、市民プールの使用料見直しについて

○議長

事務局に説明を求める。

○事務局

令和7年6月改定の「越谷市使用料等のあり方に関する基本方針」に基づき使用料を見直した結果、越谷市立体育館条例、越谷市屋外体育施設条例、越谷市民プール設置及び管理条例の各一部改正について、9月定例議会に議案として提案する予定である。

見直しの考え方は、施設管理等に要する人件費・物件費等をもとに算出した額が現行料金を下回る施設は現状維持とし、改修工事等を行った施設や算出額が現行料金を上回る施設は引上げ幅を概ね1.5倍とするものである。

体育館については、引上げに加え、北体育館・南体育館・西体育館及び地域スポーツセンターの会議室を新たに貸出対象とし、使用料を設定する。洋弓場及び弓道場については料金の区分を1面から1的に改めたうえで料金を設定する。市民プールについては、温水プール及びトレーニングルームに高校生料金を新たに設定する。

また、体育館及び屋外体育施設について、次代を担う子どもたちを社会全体で支える取組の一環として、小学校就学前の子どもを含む児童生徒料金を新たに設定する。

施行日は、申請受付の開始時期に合わせ、総合体育館は令和9年1月1日、地域体育館及び屋外体育施設は同年2月1日、市民プールは同年3月1日とし、それぞれ同年4月1日以降の使用に係る使用料から適用する。具体的な料金は各資料の料金表のとおり。

○議長

委員に質問等の有無を求める。

○委員

市民プールは団体で借りられる枠がない。学校の水泳授業や部活動のあり方が変わりつつある中、指導ができるプールは近隣にも少ない。学校プールの一般開放を進めている地域もあり、団体利用をどう確保するかを検討してほしい。

○事務局

市民プールは老人福祉施設の複合施設であり、高齢者個人の健康維持・増進を目的とした施設であるため、個人利用を基本としている。今後何ができるかは指定管理者とも協議し、いただいた意見を活かしていきたい。

○委員

現行維持でも1.5倍でもない改定（庭球場で500円が600円となるもの）があるが、どのように決めたのか。

○事務局

現在、庭球場は400円と500円の施設があるが、砂入り人工芝コートに整備済みの施設は料金改定を行うこととし、今回の料金改定の引き上げ幅上限である、現行料金の1.5倍の範囲内で「一律600円」に統一する予定。

○委員

照明や空調設備がある施設について、その費用も上がるのか。

○事務局

今回は使用料のみの改定であり、照明や空調設備などの実費徴収に係る料金の改定はない。

○委員

地域体育館の会議室について、これまでは運動中に使用できず不便であった。有料化後、競技終了後に空きがあれば使用できるのか。また、2か月前の受付より後の急な申込みは可能か。

○事務局

空き状況があれば急な予約も可能である。競技と合わせた利用を想定しており、競技後のミーティング等での利用や、前後の日程での利用も空き状況に応じて可能と考えている。

○委員

トレーニングルームに高校生料金を設けた理由は何か。

○事務局

設置している機器の対象が高校生以上であるため、料金の設定も高校生からとした。安全面から

小・中学生の利用はご遠慮いただいている。

○委 員

トレーニングルームは現在も混雑しており、マシンの利用に時間制限を設けている状況である。高校生の利用が増えることが懸念される。従来、高校生は利用できなかったのか。

○事務局

従来から高校生以上は利用可能であり、一般料金を適用していた。

○委 員（意見）

今回の改定は利益を上げるためのものではなく、赤字幅を小さくするための改定であり、施設運営には市の予算が投入されていると理解している。長くスポーツを楽しめる持続可能な環境づくりのために必要であることを、何らかの形で市民に伝えれば誤解が生じにくいのではないかと。広報の工夫をお願いしたい。

○委 員

将来を見据えれば改定はやむを得ないと受け止めている。児童生徒が7割以上を占める団体等が使用する場合は使用料を半額とする条文について、これまでの取扱いと、7割の判定方法を伺いたい。

○事務局

これまでは子どもについても一般料金を徴収していた。7割の判定基準については、例えば庭球場を4人で使用する場合、大人2人・子ども2人であれば7割未満のため一般料金、4人のうち3人が子どもであれば児童生徒料金を適用する考えである。

○委 員

個人での利用のケースなどは分かりにくくなりやすいため、補足説明があるとよい。

5 その他

○司 会

その他意見を求めたが、特になし。

○事務局

委員報酬の請求書について説明。報酬は指定口座へ振り込むため、債権者登録済みの方は氏名・生年月日等を確認のうえ提出、未登録の方は振込先を記入のうえ提出を依頼した。

次回審議会の開催時期は令和9年2月頃を予定しており、近くなり次第改めて通知する旨を説明。

6 閉会 高橋副会長